

衆議院内閣委員会ニュース

【第 198 回国会】平成 31 年 4 月 12 日（金）、第 12 回の委員会が開かれました。

- 1 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 34 号）
 - ・山本國務大臣、鈴木総務副大臣、工藤国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・篠原豪君（立憲）、塩川鉄也君（共産）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、国民、公明、維新 反対－立憲、共産）
 - ・平将明君外 2 名（自民、立憲、公明）から提出された附帯決議案について、山内康一君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、国民、公明、維新 反対－共産）
（質疑者）篠原豪君（立憲）、塩川鉄也君（共産）、森田俊和君（国民）、大島敦君（国民）、浦野靖人君（維新）、三谷英弘君（自民）

（質疑者及び主な質疑事項）

篠原豪君（立憲）

- (1) 現行法の施行後の状況
 - ア 同法の対象施設の周辺地域上空において小型無人機等の飛行を行った者を検挙した件数
 - イ 施設管理者の同意を得ること等により、同法の対象施設の周辺地域上空において例外的に小型無人機等の飛行が行われた件数並びに、飛行が行われた施設の種別及び目的
 - ウ 警察官等によって同法の対象施設周辺地域からの小型無人機等の退去等の命令が行われた事案及び機器の破損等の措置が行われた事案の有無
- (2) 本法律案において、自衛隊施設や在日米軍施設及びその周辺地域を恒久的に飛行禁止区域とする根拠
- (3) 対象施設の周辺住民に対し、ドローンによる宅配サービスを提供できない可能性の有無
- (4) 公益目的を持つ報道機関等の扱い
 - ア 安全を確保できる報道機関等については、飛行禁止の例外を認める等の柔軟な対応をとる必要性
 - イ 安全を確保できる報道機関等を認定し、テロ対策の例外として明示する仕組みの必要性
- (5) 機体や操縦者の登録制度及びテロ等反社会行為を防ぐための安全確保策を施したドローンの型式の認定制度を普及させる必要性
- (6) 自衛隊施設及び在日米軍施設・区域のうち、本法律案の対象防衛関係施設として指定することを検討しているものの割合及びその施設の種別
- (7) 報道の自由及び知る権利
 - ア 沖縄県名護市辺野古沿岸部を本法律案の対象防衛関係施設として指定する可能性
 - イ 知る権利に対する山本國務大臣の所見
 - ウ 知る権利を守ることにに対する山本國務大臣の決意
- (8) 従来警察官や海上保安官にのみ認められてきた防衛施設外における小型無人機の排除措置権限を自衛隊に付与する妥当性
- (9) 現在のドローンによる攻撃手法を踏まえ、重要施設等の飛行禁止区域を周辺 300 メートルとした理由
- (10) 複数のドローンの衝突及びテロリストによるドローンの乗っ取りを防止する技術整備の状況

- (11) 中国のD J Iテクノロジー社が、自社のドローンで空撮されたデータを中国のデータセンターに蓄積している事実の確認及び警察における同社機の保有の有無
- (12) ドローンに対する現実的なセキュリティ対策及び同対策を行うに当たっての国際的な連携状況

塩川鉄也君（共産）

(1) 自衛隊施設関係

ア 改正後の第6条第1項に規定する自衛隊の施設

- a 具体例
- b 建物に限定されるかの確認
- c 対象防衛関係施設に指定された場合におけるその敷地又は区域との異同
- d 自衛隊駐屯地における具体例

イ 自衛隊が訓練で使用する制限水域は対象防衛関係施設の敷地又は区域に含まれるかの確認

(2) 米軍施設関係

ア 対象防衛関係施設に指定する際の手続

イ 米軍側から指定の要求があった場合における日本側の裁量

ウ 日米地位協定第2条第1項の施設及び区域

- a 陸上区域以外も含まれるかの確認
- b 水域及び空域が含まれるかの確認

エ キャンプ・シュラブ水域が対象防衛関係施設に指定されれば、同水域に加え、更に周囲300メートルの全域でドローン飛行の規制がかかるかの確認

オ 対象防衛関係施設に指定された場合に、その周辺上空においてドローンを飛行させる場合の同意権者の確認

カ 米軍の施設管理者がドローンの飛行に同意する可能性

キ 辺野古新基地建設現場の撮影で報道各社が飛ばしているドローンについて、米軍からの規制要求の有無

ク 米軍からのドローンによる取材活動の規制要望の有無

ケ 本法律案が米軍施設に対する取材の自由・国民の知る権利を侵害する可能性についての山本内閣大臣の所見

(3) 対象防衛関係施設に係る飛行禁止の例外規定関係

ア 現行法に規定する対象施設に係る例外規定との違い

イ 米軍施設の周辺地域においてドローンを使用した自治体による自然災害の実態把握が困難になる危険性

ウ 米軍施設において自治体によるドローン飛行の例外規定を一部外すことの問題点

(4) 自衛官による施設敷地外で行う排除措置関係

ア 自衛隊施設を職務上警護する自衛官の具体的な部隊名

イ 地理的な範囲の制約の有無

ウ 施設管理権以外により施設外で自衛隊関係者以外に対して警察活動を職務上を行った事例の有無

森田俊和君（国民）

(1) ドローンの物流への活用

ア 機体の認証制度の整備方針

イ 今後のドローン活用に向けた今後の方針

(2) 災害時における地方自治体の主体的なドローン活用に対する国の支援

(3) ドローンを使用したテロへの対策

- ア 違法なドローンの識別の可否及び可能な場合の対処手段
 - イ 専任職員を配置することの可否
 - ウ ドローン対処について警察が対応可能な高度の限界
- (4) ラグビーワールドカップ 2019 の警備についての山本内閣府大臣の決意

大島敦君（国民）

- (1) 政府が使用するドローンの調達
- ア 防衛省において使用されているドローンの選定基準
 - イ 政府においては国内産のドローンを優先して使用する必要性
- (2) 安全確保措置
- ア 自衛隊施設の敷地外についても、警察官等がその場にはいない場合には自衛官が安全確保措置を行うことができることとした趣旨
 - イ 自衛官が安全確保措置を行うことができる地理的な範囲及びその手段
 - ウ ドローンに対処するために使用される装備資機材について、国内産業の発展の観点からも国内産品を優遇する等といった取組を行う必要性
- (3) 重要インフラにおけるドローン対策についての今後の検討方針

浦野靖人君（維新）

- (1) 現行法施行後の事例
- ア 同法に違反して検挙された事例
 - イ 対象施設周辺において例外的に飛行が行われた件数並びにそれらの事例の対象施設及び目的
- (2) 対象施設周辺での違法なドローンの飛行に対する監視体制及び違法なドローンか否かの識別方法
- (3) 違反した飛行が行われているドローンに対する排除措置として想定している具体的手段
- (4) 対象施設として自衛隊施設を追加する理由
- (5) 本年6月に開催されるG20大阪サミットの関連施設が対象として指定されることの確認
- (6) 対象施設及びその指定期間等について周知徹底を行う必要性

三谷英弘君（自民）

- (1) ドローンを用いた軍事施設に対するテロ行為の具体例
- (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における正体不明のドローンに対する具体的対処方法
- (3) 今後のドローン技術の進展に対する山本内閣府大臣の見解

2 鈴木内閣府大臣から発言がありました。